

## NPO法人の収益事業

法人税法上の収益事業とはどのようなものですか。また、特定非営利活動促進法における「その他の事業(収益事業)」と同じですか。

「法人税法上の収益事業」とは、次の 34 種類の収益事業を継続して、事業場を設けて営まれるものをいいます。

- 物品販売業
- 金銭貸付業
- 不動産貸付業
- 通信業
- 倉庫業
- 印刷業
- 写真業
- 旅館業
- 周旋業
- 仲立業
- 鉱業
- 浴場業
- 美容業
- 遊技所業
- 医療保険業
- 駐車場業
- 無体財産権提供業
- 府相談販売業
- 物品貸付業
- 製造業
- 運送業
- 請負業
- 出版業
- 席貸業
- 料理飲食店業
- 代理業
- 問屋業
- 土砂採取業
- 理容業
- 興行業
- 遊覧所業
- 技芸・学力教授業
- 信用保証業
- 労働者派遣業

なお、「継続して」とは、基本的に各事業年度の全期間を通じて継続的に事業活動を行うもののことをいいますが、そのほかに、通常一つの事業計画による事業の遂行に相当期間必要なもの、通常相当期間にわたって継続して行われるもの、定期的に行われるもの、不定期に反復して行われるものも含まれます。



NPO法人は、法人税法では公益法人等に含まれます。公益法人等では、株式会社のような普通法人と異なり「法人税法上の収益事業」を営む場合に限り、その収益事業から生じた所得に対してのみ課税されます。

「法人税法上の収益事業」に該当するかどうかは、事業の内容に公益性があるかないか、NPO 法人にとって本来事業であるか収益事業であるか、という問題とは関係がありません。収益事業という言葉は同じでも、「法人税法上の収益事業」と「特定非営利活動促進法におけるその他の事業(収益事業)」とは、別のものであることに留意してください。

